

令和3年度 第5号
(通算20号)

山形県子どもの居場所づくりサポートセンター

ネットワーク通信

発信日 令和3年 6月 11日

発行者 山形県社会福祉協議会

山形県子どもの居場所づくりサポートセンター



JA 全中から子ども食堂へお米を提供いただきました！

NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえのご協力により、農林水産省事業の一環として、一般社団法人全国農業協同組合中央会（JA 全中）から、こども食堂へお米を提供していただけることになりました。ご希望の方は、下記をご確認のうえ応募フォームから全国農業協同組合中央会へお申込みください。

【ご提供商品】

- ・米（精米、令和2年産栃木県産コシヒカリ）：1団体あたり 100kg（5kg袋×20袋）
※基本的には1団体あたり 100kg のご提供となりますが、万が一、応募数が目標とすることをご提供箇所に満たない場合、抽選の上、200kg のお米をご提供する可能性もございます。

【ご提供箇所数】

最大630箇所程度

【ご提供対象地域】

全国対象（配送地域の指定はございません）

【ご提供方法】

宅配便（受け取れなかった際の再配達が可能）

【納品日（日時指定不可）】

6月上旬～7月下旬まで

※現時点で詳しい配送日程が確定しておりません。地域ごとの配送日程の目途が立ちましたら、別途お知らせいたします。

【応募方法】

以下のフォームに必要事項をご記入ください。また、お米の提供に関する注意事項もフォームから御確認ください。

⇒<https://forms.gle/mQ54gjdXRrkXH7v8> ※お申し込み締切は、6月18日(金)まで

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなか、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）が給付されることとなりました。

【支給対象者】

以下の①、②の両方に当てはまる方 ※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く

①令和3年3月31日時点で、18歳未満の児童（障がい児の場合、20歳未満）を療育する父母等

※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。

②・令和3年度住民税（均等割）が非課税の方 または

・令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

【支給額】

児童1人当たり 一律 5万円

支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。支給手続き等の詳細については、添付のチラシをご確認ください。

【問合せ先】

厚生労働省コールセンター 0120-811-166（受付時間：平日 9:00～18:00）

- ・子ども食堂を開催したい
 - ・子ども食堂へ食材や寄付金などの支援したい
 - ・子どもの居場所づくりについて相談したい
- などのご相談があればお気軽に山形県子どもの居場所づくりサポートセンターまでお問合せください！

山形県社会福祉協議会 山形県子どもの居場所づくりサポートセンター TEL: 023-641-0561 FAX: 023-626-1623 E-mail: kodomosc@ymgt-shakyo.or.jp URL: http://www.ymgt-shakyo.or.jp
--



ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)でない方へ

子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します!

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和3年3月31日時点で
18歳未満の児童(障害児の場合、**20歳未満**)
を養育する父母等
(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

② {
■ 令和3年度 **住民税(均等割)が非課税**の方
または
■ 令和3年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

■ 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-811-166 (受付時間:平日9:00~18:00)

詳しい申請方法は、お住まいの市区町村の「子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外)担当窓口」までお問い合わせください。

3.給付金の支給手続き

I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

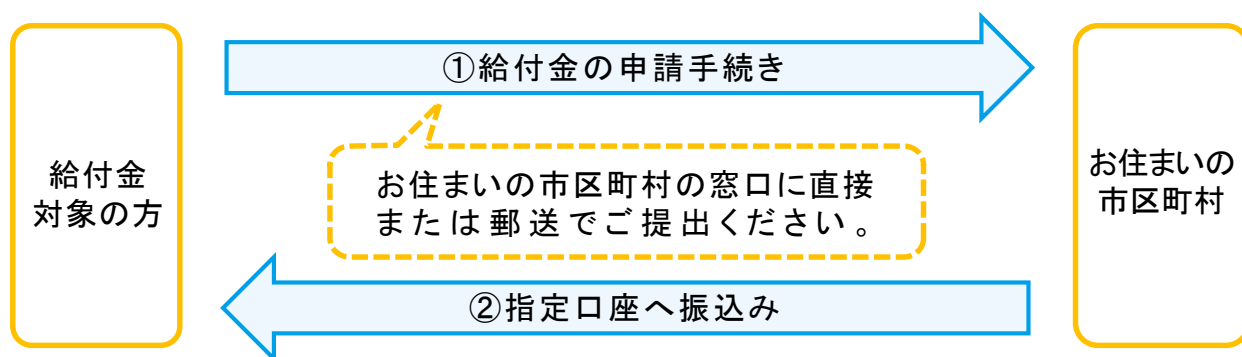
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 市区町村ごとに可能な限り速やかに、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください。
- ※ 児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II. 上記以外の方(例.高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの市区町村の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。